

愛媛県立今治病院 売店等サービス提供施設貸付 及び同施設運営業務 入札説明書

○入札説明書本文

○添付資料

- ・別添 1 契約書（案）
- ・別添 2 仕様書
- ・別添 3 提案書作成要領
- ・別添 4 落札者決定基準
- ・別添 5 様式集

入札説明書

1 目的

この入札説明書は、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項）により、愛媛県立今治病院売店等サービス提供施設運営等に係る必要事項について提案を求め、内容を評価したうえで総合的に最も優れた者を受託者として選定するために交付するものである。

なお、この入札説明書は、愛媛県公営企業会計規程（昭和46年公営企業管理規程第9号。以下「会計規程」という。）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

2 業務等の内容

(1) 件名

愛媛県立今治病院 売店等サービス提供施設貸付及び同施設運営業務

(2) 契約内容等

契約書（案）、仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和5年3月1日から令和10年3月31日までとする。

ただし、事業者提案により業務開始を3月1日以前とすることができる場合には、開始日を院長と事業者で協議し決定した日とすることができる。

また、院長が契約期間満了日の3箇月前までに、書面による契約期間の延長を申し出た場合は、当院及び事業者双方が協議を行い、最長1年の期間内で契約期間の延長ができるものとし、延長以降も同様とする。

なお、当院の老朽化対策のほか、公用、公共用又は公益事業の用に供する必要が生じたときは、契約を解除するものとする。

(4) 貸付及び業務の履行場所

愛媛県立今治病院（今治市石井町四丁目5番5号）

本館1階と地下1階、屋外、病棟内

売店エリア①	39.44m ²
自動販売機エリア②	1.35m ²
自動販売機エリア③	1.35m ²
入院セット保管エリア④	8.30m ²

計 50.44m²

(5) 予定価格

公表しない。

(6) 入札方法

落札者の決定は、総合評価方式により行うので、

ア 入札書のほか、入札参加資格を有することを証する書類、総合評価のためのサービス提供等に関する提案書を提出しなければならない。（必要書類の種類及び部数については、下記6（1）のとおり。）

イ 競争参加者及びその代理人（以下「競争参加者等」という。）は、前項に留意のうえ、仕様書で定める要件等を考慮して入札金額を見積もるものとする。

ウ 入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争参加者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出するものとする。

(7) 選考審査会の設置

提案書等の審査に際しては、客観性かつ透明性を確保するため、「愛媛県立今治病院院内売店等設置許可業者選考審査会」を設置し、点数評価を行う。

(8) 入札保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）

イ 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。

ウ 入札保証金に係る取扱いについては、会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(9) 契約保証金

ア 契約保証金は契約金額の10分の1以上の額とする。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）

イ アに定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(10) 事務局

愛媛県立今治病院 総務課会計係

〒794-0006 愛媛県今治市石井町四丁目5番5号

電話番号：0898-32-7111（内線218）

FAX 番号：0898-22-1398

電子メール：imabari-byoin@pref.ehime.lg.jp

(11) 日程

入札参加申込書提出期限 令和4年12月15日（木） 午後5時15分

入札参加可否の通知 申込書提出期限より3日以内

入札（入札書・提案書の提出）

ヒアリング及びプレゼンテーション、

選考審査会 令和4年12月23日（金） 午前10時00分

審査結果の通知 令和4年12月27日（火）

業務開始 自動販売機設置 令和5年3月1日（日）以降

売店 令和5年3月1日（日）以降

3 入札参加者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 知事の審査を受け、令和4年度愛媛県製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であること。ただし、当該資格のない者は、提案

書等の提出期限までに資格を取得すること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 法令等の規定により、販売等について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けている者であること。
- (4) 入札参加申込書の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止措置の期間中にない者であること。
- (5) 法人にあっては、国内に本店、支店又は営業所等を有する者、個人にあっては、国内に居住し業を営んでいる者であること。
- (6) 過去5年以内に、国内の100床以上の病院において、売店又を継続して12カ月以上運営の実績を有している者であること。

この総合評価型一般競争入札に参加を希望する者は、下記4（2）を提出しなければならない。

また、院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 手続きに関する事項

(1) 入札説明書の交付

ア 交付期間

この公告の日から令和4年12月15日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（愛媛県の休日を定める条例（令和元年条例第3号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）

イ 交付場所

事務局（本説明書2（10）を参照。以下同様。）

なお、愛媛県立今治病院ホームページからダウンロードすることもできる。

(2) 入札参加申込書の提出

ア 提出期限

令和4年12月15日（木）午後5時15分まで

イ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き郵便に限る。）とする。

持参の場合の受付は、執務時間中とする。

郵送の場合は、令和4年12月15日（木）午後5時15分までに必着とする。

ウ 提出書類

(ア) 入札参加申込書

別添様式3により提出すること。

(イ) 添付書類（上記3（1）の資格要件を確認できる書類。）

- ・必要な許認可証の写し
- ・業務履行に関する確約書（様式4）
- ・営業拠点申告書（様式5）
- ・実績申告書（様式6）

エ 入札（契約）保証金免除申請書（様式7）

※添付書類：契約書の写し（2件以上）

過去2年間に国、地方公共団体等と当該契約と同程度の契約をしたことを証明するもの

オ 提出先
事務局

(3) 質問及び回答

ア 受付期間

公告日から令和4年12月20日（火）午後5時15分まで

イ 受付方法

別添様式9により、持参又は郵送、電子メール、FAXで提出すること（着信について電話により確認すること。）。

持参の場合の受付は、執務時間中とする。

郵送の場合は、令和4年12月20日（火）午後5時15分までに必着とする。

ウ 提出場所

事務局

エ 回答

- ・回答の対象となる質問は、入札参加申込書の提出があった者からの質問とする。
- ・上記質問については、入札参加申込書の提出があった全ての者に、質問書に記載された連絡先に電子メールで適宜通知する。
ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。
- ・質問回答の内容は、本説明書の追加又は修正とみなす。

5 入札及び開札

(1) 入札書の提出先

開札日時に開札場所にて提出すること。

(2) 開札の日時及び場所

令和4年12月23日（金）午前10時00分

愛媛県立今治病院 本館 2階 講堂

(3) 開札

開札においては入札金額の公表は行わない。入札金額が予定価格以上であるかの確認を行い、予定価格を下回る入札書を提出した者を発表する。予定価格以上の入札書を提出した者のみ、その後の審査の対象となる。

(4) その他

ア 入札・開札にあたっての留意事項については、別記参照

イ 提案書について、提出期限後の日においてプレゼンテーションを行うものとし、実施場所及び日時については別途連絡する。

6 提案書に関する事項

(1) 全般

ア 構成

(2)の各項目で構成し、正本（1部）及び副本（7部）の左肩1点を綴じ、提出すること。

イ 提案書の様式

別紙様式8による。また片面印刷とし、日本語で表記すること。

ウ 提出期限

入札時に入札書と併せて提出すること。

(2) 提案内容

別紙「愛媛県立今治病院 売店等サービス提供施設貸付料及び同施設運営業務提案書作成要領」による。

愛媛県立今治病院 売店等サービス提供施設貸付料及び同施設運営業務仕様書を踏まえた上で、提案書を作成すること。

(3) 留意事項

ア 応募者は、2つ以上の提案を行うことはできない。

イ 書類の提出後、その変更、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。

ただし、当該規定は提出書類の審査の過程において、病院が提案内容の明瞭化等に係る作業を行うことを妨げるものではない。

7 評価に関する事項

(1) 提案書の評価方法

提案書については、「愛媛県立今治病院院内売店等設置許可業者選考審査会」において評価を行う。

(2) 提案書の評価の視点及び配点

評価項目	審査の主な視点	配点
貸付料 (入札金額)	①入札書により提示された貸付料 ※病院が定める「予定価格」以上で最高額の者を満点評価とする。	50点
会社概要及び 営業店舗数	①経営状況 ②営業実績	10点
営業体制	①営業日・営業時間について ②販売体制等について ③販売品の品揃え、価格、提供サービス等について ④商品等の衛生管理、清掃について ⑤自動販売機について ⑥トラブル発生時の対応について ⑦廃棄物の回収・処理について	45点
病院への提案	①3月1日以前に売店営業を開始することができる場合高評価とする ②利用者に対してサービスを向上させるための取り組みについて ③利用者の意見を反映させるための方策について ④その他特に提案したいこと	40点
その他	①災害時に備えた方策について	5点

(3) 総合評価の方法 (別添4「落札者決定基準」参照)

総合評価は、入札価格が予定価格以上である場合に限り実施する。

(4) ヒアリング及びプレゼンテーションの実施

ア 場所

愛媛県立今治病院

イ 日時

令和4年12月23日 (金)

ウ プレゼンテーション実施方法

(ア) 時間配分 各事業者30分（説明20分－質疑10分）

(イ) 注意事項

○プレゼンテーション順序は、企業名で50音順。

○プレゼンテーションに際しての各事業者出席人数は、5名を限度とする。

○各事業者は、プレゼンテーション開始10分前までに控室にて待機すること。

○プレゼンテーション時間は20分を厳守すること。

○プレゼンテーションの際に、幹部社員等のあいさつは要しない。

○プレゼンテーションに先立って、病院幹部へのあいさつ等は行わないこと。

○当日、追加資料の配布は認めない。

○プレゼンテーションが終了した事業者は、帰っていただいて結構です。

(5) 落札者の決定結果の通知方法

ア 落札者の決定を行った場合には、県は、その結果について速やかに審査を受けた事業者に対して通知する。（落札者の決定結果については、事業者名等を公表する。）

イ 審査結果については、文書で通知するとともにホームページにて公表する。また、評価結果に関する問い合わせ、異議申立ては、一切受け付けない。

8 契約書の作成

(1) 契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書の取りかわしをするものとする。

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

9 契約に関する事項

評価の結果、第1順位者として選定した者と、所定の手続きにより、契約する。

ただし、失格その他の理由により、第1順位者と契約することが不可能となった場合には、予定価格の範囲内で総合評価値の高い者から順に契約交渉を行うことがある。

なお、業務の委託内容は、締結する県有財産賃貸借契約書によるものとする。

10 その他の留意事項

(1) 本入札に要する費用、書類等に関する取扱いは次のとおりとする。

ア 入札参加に係る費用は、全て入札参加者の負担とする。

イ 提出書類は返還しない。

ウ 本入札に関し、不誠実な行為を行った入札参加者については失格させることができるものとする。

エ 提出された書類等は、法令に定める場合を除き、この入札の目的以外では提出者に無断で使用しない。

オ プレゼンテーションに係る費用については、全て応募者の負担とする。

(2) 県の競争入札参加資格に関する問い合わせ先
 資格審査に関する事項の照会先
 愛媛県出納局会計課もしくは各地方局・支局

申請者の住所	提出先
松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、県外	愛媛県出納局会計課 〒790-8570 松山市一番町4-4-2 電話番号 089-912-2156
今治市、西条市、国中央市 今治市、上島町	東予地方局 総務企画部総務県民課総務係 〒793-0042 西条市喜多川796-1 電話番号 0897-56-1300(内205) 又は 東予地方局今治支局 総務県民室総務県民防災グループ 〒794-8502 今治市旭町1-4-9 電話番号 0898-23-2500(内201)
宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町 八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町	南予地方局 総務企画部総務県民課総務係 〒798-8511 宇和島市天神町7-1 電話番号 0895-22-5211(内205) 又は 南予地方局八幡浜支局 総務県民室総務県民グループ 〒796-0048 八幡浜市北浜1-3-37 電話番号 0894-22-4111(内210)